

7月中旬に「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」を郵送します

現在使用している「国民健康保険被保険者証」と「資格確認書」の有効期限は7月31日です。令和6年12月2日以降保険証は発行されなくなったため、今年度は保険証の利用登録をしたマイナンバーカード（マイナ保険証）の有無により「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を7月中旬に郵送します。

マイナ保険証をご利用ください



自己負担を抑えられる！

窓口での支払いが
自己負担限度額までに自動調整



より良い診療が受けられる！

お薬・診療データを活用して
適切な治療・お薬の提案



マイナ
保険証

を持っていない人

「資格確認書」が交付されます。

- 有効期間：8月1日～令和8年7月31日

※期間中に75歳の誕生日を迎える人の有効期限は誕生日の前日です。

期限前に「後期高齢者医療の資格確認書」を送付します。

- 負担割合：2割または3割 ※70歳以上の人のみ記載

- 使用方法：今までの保険証の代わりに「資格確認書」を提示して受診してください。

群馬県 国民健康保険 資格確認書		有効期限 令和8年7月31日 記号 番号 0001234 (後番) 02
氏名	カンタ イチロウ	性別 男
生年月日	昭和30年10月01日	
通期開始年月日	令和3年10月01日	
世帯主氏名	甘菜 太郎	
住所	群馬県甘菜郡甘菜町大字小幡 161 番地1	
交付年月日	令和7年8月1日	見 本
保険者番号	群馬県甘菜郡甘菜町大字小幡 161-1 電話番号 0274-67-5172	

カード型

マイナ
保険証

を持っている人

「資格情報のお知らせ」が交付されます。

- 有効期間：8月1日～令和8年7月31日

※70歳未満の人には有効期限はありません。

※期間中に75歳の誕生日を迎える人の有効期限は誕生日の前日です。

期限前に「後期高齢者医療の資格確認書」を送付します。

- 負担割合：2割または3割 ※70歳以上の人のみ記載

- 使用方法：マイナ保険証を利用して受診してください。

※マイナ保険証が読み取れない場合にマイナ保険証と一緒に提示して受診してください。

すでに「お知らせ」が交付されている70歳未満の人には郵送されません！

資格情報のお知らせ		甘菜町 100784
あなたの加入する国民健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。 なお、このお知らせのみでは受診できません。		
記号	番号	0001234 (後番) 01
氏名	甘菜 太郎	
フリガナ	カンタ イチロウ	
通期開始年月日	令和3年10月01日	
交付年月日	令和7年8月1日	

A4版

国保税を滞納している世帯は「特別療養費」が適用されます



国保税を滞納すると

災害や病気などの特別な理由なく国保税の滞納が1年以上続くと「特別療養費」が適用され、医療費をいったん全額支払う必要があります。



困ったときは相談を

特別な事情がある人や医療費を全額支払った場合はご相談ください。

マイナ保険証を持っても「資格確認書」を申請できます



マイナ保険証の利用が難しい人へ

要介護認定を受けている人や障がいがある人などマイナ保険証での受診が難しい場合は申請により「資格確認書」が交付されます。



マイナ保険証の利用をやめたい人へ

利用登録解除の申請により「資格確認書」が交付されます。

申請や相談は健康課国保係まで



健康課国保係 ☎ (67) 5172

後期高齢者医療制度のお知らせ

■健康課国保係 ☎(67) 5172

7月中旬に「資格確認書」を
郵送します

現在使用している「後期高齢者医療被保険者証(保険証)」と「資格確認書」の有効期限は7月31日です。今年度は保険証の利用登録をしたマイナ保険証の有無に関係なく全被保険者の人に「資格確認書」を7月中旬に郵送します。



▼対象者

- ・75歳以上の人
- ・65歳以上で一定の障がいがある人

▼有効期間

8月1日～令和8年7月31日

▼使用方法

今までの保険証の代わりに提示して受診してください。

▼負担割合

1割・2割・3割

※令和7年度の住民税課税所得により判定されます。



色は茶色だよ



負担割合	判定基準
3割	住民税課税所得 145 万円以上
2割	世帯内の後期高齢者医療の人の人数によって条件が異なります。 【1人の場合】住民税課税所得28万円以上145万円未満で年金収入+その他の合計所得金額が200万円以上 【2人以上の場合】住民税課税所得28万円以上145万円未満で年金収入+その他の合計所得金額が320万円以上
1割	非課税世帯、上記以外の世帯

①マイナンバーカードを作成

町住民課で 申請をお手伝いします

カードはオンラインや郵便で申請すると作成できますが、ご自身での申請が難しい人は、町住民課でお手伝いします。

STEP 1

交付申請書に氏名を記入(申請書を紛失した場合は住民課で再発行できます)

STEP 2

町職員が無料で写真撮影を行い申請

STEP 3

申請から1カ月程度で住民課から交付案内が届く

STEP 4

本人が来庁し暗証番号を設定、カードを受け取る



マイナンバーカードを『健康保険証』として利用するためには登録が必要です。まだの人は次の準備をお願いします。

②健康保険証として登録

利用登録の方法

1. 医療機関・薬局を受診した際に受付(顔認証付きカードリーダー)で行う
2. 「マイナポータルサイト」から行う
3. セブン銀行ATMから行う

マイナンバー 総合フリーダイヤル

0120-95-0178

受付時間

平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分
(年末年始を除く)

国民健康保険・後期高齢者医療制度の皆さんへ

健康課国保係 ☎(67)5172

医療費が

高額になるときは

医療費が高額になるときは、次の方法により一部負担金の金額を自己負担限度額までに抑えることができます。

マイナ保険証を使用して受診する場合には、事前申請が不要ですので、ぜひマイナ保険証をご利用ください。

申請方法

▼マイナ保険証を

持っている人

申請不要です。「マイナ保険証」を提示することで適用されます。

▼マイナ保険証を

持っていない人

申請が必要です。国保係（ここに甘楽内）にて手続きしてください。

【申請に必要なもの】

- ・ 保険証または資格確認書
- ・ 本人確認書類



【対象者】	国民健康保険で 70歳未満の人	国民健康保険で 70～74歳の人	後期高齢者医療の人 ※2 75歳以上の人（早期加入の人を含む）
限度額適用認定証	住民税課税世帯の人	現役並み所得Ⅰ・Ⅱの人 ※1	
限度額適用・標準 負担額減額認定証	国保加入者全員と世帯主が住民税非課税の人		住民税非課税世帯の人

※1 課税所得が145万円以上380万円未満の人は「現役並み所得Ⅰ」、380万円以上690万円未満の人は「現役並み所得Ⅱ」、690万円以上の人は「現役並み所得Ⅲ」に分類されます。

※2 前年度から継続して該当になる場合には申請を省略し限度区分を併記した「資格確認書」を交付します。ただし、長期入院などにより食事代の減額を受けるためには申請が必要です。

上記対象者以外の人「70～74歳の一般（課税）世帯」と「現役並み所得Ⅲ（※1）の人」はマイナ保険証または「資格確認書」を提示することで同様に扱われます。

福祉医療費受給資格者証の更新について

健康課国保係 ☎(67)5172

7月31日に有効期限を迎える「福祉医療費受給者証」をお持ちの人は更新が必要です。

ひとり親家庭などの受給
資格者証をお持ちの人へ

現在交付を受けている人には通知をお送りしますので、更新手続きをしてください。

令和6年中の所得状況を確認する必要があるため、申告の済んでいない人は至急申告をしてください。

現在交付を受けていない人

18歳未満のお子さんのいる母子・父子家庭、父母のいない18歳未満の児童に該当する人で交付を受けていない人は、お問い合わせください。

重度心身障害者・
高齢重度心身障害者
受給資格者証をお持ちの人へ

現在交付を受けている人には通知をお送りします。

令和6年中の所得状況を確認する必要があるため、申告の済んでいない人は至急申告をしてください。

現在交付を受けていない人

身体障害者手帳1、2級・療育手帳判定A・障害者年金1級・特別児童扶養手当1級に該当する人で交付を受けていない人は、お問い合わせください。

申請に必要なもの

- ・ 保険証（マイナ保険証）または資格確認書
- ・ 本人確認書類
- ※ 重度心身障害者・高齢重度心身障害者は、障がいの程度が分かる書類（手帳など）

